

○内閣府令第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、並びに保険業法（平成七年法律第百五号）第百条の二第一項並びに金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項第七号（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第三十七条の六第三項及び第四十六条の二の規定に基づき、保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（保険業法施行規則の一部改正）

第一条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(取締役等の兼職の認可の申請等) 第十四条の二 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の規定による保険会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類(以下この項において「認可申請書等」という。)の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録(法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。第五十三条の十二を除き、以下同じ。)で作成されている場合には、電磁的方法(法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一第一項、第五十二条の二十四、第五十三条、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一の二及び第二百三十四条の二十七を除き、以下同じ。)をもって行うことができる。</p> <p>(特定早期解約と保険契約の申込みの撤回又は解除との調整) 第五十三条の十二 保険会社は、特定早期解約を行うことができる旨の定めがある保険契約について、当該保険契約の申込みの撤回又は解除に係る書面又は法第三百九条第一項に規定する電磁的記録による通知が特定早期解約を行うことができる期間内に到達した場合に は、当該通知を発した者に対し、特定早期解約を行うか否かの意思</p>	<p>(取締役等の兼職の認可の申請等) 第十四条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項の規定による保険会社に対する認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書類(以下この項において「認可申請書等」という。)の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録(法第四条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)で作成されている場合には、電磁的方法(法第十六条第二項第四号に規定する電磁的方法をいう。第五十二条の十五、第五十二条の十七、第五十二条の十八、第五十二条の二十一第一項、第五十二条の二十四、第五十三条、第二百二十七条の二、第二百三十四条、第二百三十四条の二十一の二及び第二百三十四条の二十七を除き、以下同じ。)をもって行うことができる。</p> <p>(特定早期解約と保険契約の申込みの撤回又は解除との調整) 第五十三条の十二 保険会社は、特定早期解約を行うことができる旨の定めがある保険契約について、当該保険契約の申込みの撤回又は解除に係る書面が特定早期解約を行うことができる期間内に到達した場合に は、当該書面を発した者に対し、特定早期解約を行うか否かの意思を確認するための措置を講じなければならない。</p>

を確認するための措置を講じなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第二条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)  第九十五条 その締結しようとする金融商品取引契約が投資顧問契約又は法第二条第八項第十三号に掲げる行為(投資顧問契約に係るものに限る。)を行うことを内容とする契約である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十二条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。  「一〇四 略」</p> <p>五 当該金融商品取引契約に法第三十七条の六の規定が適用される場合にあつては、顧客は、金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときに作成する法第三十七条の四第一項に規定する書面(以下「契約締結時交付書面」という。)を受領した日(当該契約締結時交付書面の受領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が提供された場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日)から起算して十日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる旨</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>六 次イ又はロに掲げるものにより行ふ法第三十七条の六第一項の規定による当該金融商品取引契約の解除は、当該イ又はロに定</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(投資顧問契約等に係る契約締結前交付書面の記載事項)  第九十五条 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>五 当該金融商品取引契約に法第三十七条の六の規定が適用される場合にあつては、顧客は、金融商品取引契約が成立したとき、又は第九十八条第一項第一号若しくは第二号に掲げるときに作成する法第三十七条の四第一項に規定する書面(以下「契約締結時交付書面」という。)を受領した日(当該契約締結時交付書面の受領に代えて、電磁的方法により当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が提供された場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日)から起算して十日を経過するまでの間、書面により当該金融商品取引契約の解除を行うことができる旨</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>六 法第三十七条の六第一項の規定による当該金融商品取引契約の解除は、金融商品取引契約の解除を行う旨の書面を発した時に、</p>

める時に、その効力を生ずる旨

イ 書面 当該書面を発した時

ロ 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時

〔七〇九 略〕

〔二〇三 略〕

（解除までの期間に相当する対価の額）

第百十五条 法第三十七条の六第三項に規定する内閣府令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- 一 法第三十七条の六第一項の規定による当該金融商品取引契約の解除がその効力を生ずる時（以下この項において「解除時」という。）までに投資顧問契約に基づき助言を行わなかった場合 投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額に相当する金額

〔二〇三 略〕

2 〔略〕

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条 法第四十六条の二の規定により金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。以下この款において同じ。）が作成すべき帳簿書類は、次に掲げるものとする。

〔一〇十五の二 略〕

その効力を生じらる旨

〔七〇九 同上〕

〔二〇三 同上〕

（解除までの期間に相当する対価の額）

第百十五条 〔同上〕

- 一 法第三十七条の六第二項に規定する時（以下この項において「解除時」という。）までに投資顧問契約に基づき助言を行わなかった場合 投資顧問契約の締結のために通常要する費用の額に相当する金額

〔二〇三 同上〕

2 〔同上〕

（業務に関する帳簿書類）

第百五十七条 〔同上〕

〔一〇十五の二 同上〕

<p>十六 投資助言・代理業を行う者であるときは、次に掲げるもの  「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 法第三十七条の六第一項の規定による金融商品取引契約の解除があった場合には、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の書面又は電磁的記録による通知に係る記録</p> <p>ニ 「略」</p> <p>「十七・十八 略」</p> <p>「2・3 略」</p>	<p>十六 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 法第三十七条の六第一項の規定による金融商品取引契約の解除があった場合には、当該金融商品取引契約の解除を行う旨の書面</p> <p>ニ 「同上」</p> <p>「十七・十八 同上」</p> <p>「2・3 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第三条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになおめ、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項) 第九十八条 その締結の媒介を行う特定金融サービス契約(特定預金等契約及び特定保険契約を除く。第五号及び第六号において同じ。) が投資顧問契約である場合における準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第九十四条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項とする。</p> <p>〔一〕四 略〕</p> <p>五 当該特定金融サービス契約に金融商品取引法第三十七条の六の規定が適用される場合にあつては、顧客は、特定金融サービス契約が成立したときに作成する同法第三十七条の四第一項に規定する書面(以下この号において「契約締結時交付書面」という。)を受領した日(当該契約締結時交付書面の受領に代えて、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十六条第一項に規定する電磁的方法により当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が提供された場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日)から起算して十日を経過するまでの間、書面又は電磁的記録により当該特定金融サービス契約の解除を行うことができる旨</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>六 次イ又はロに掲げるものにより行う金融商品取引法第三十七</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項) 第九十八条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四 同上〕</p> <p>五 当該特定金融サービス契約に金融商品取引法第三十七条の六の規定が適用される場合にあつては、顧客は、特定金融サービス契約が成立したときに作成する同法第三十七条の四第一項に規定する書面(以下この号において「契約締結時交付書面」という。)を受領した日(当該契約締結時交付書面の受領に代えて、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十六条第一項に規定する電磁的方法により当該契約締結時交付書面に記載すべき事項が提供された場合にあつては、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める日)から起算して十日を経過するまでの間、書面により当該特定金融サービス契約の解除を行うことができる旨</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>六 金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定による当該特定金</p>

<p>条の六第一項の規定による当該特定金融サービス契約の解除は、当該イ又はロに定める時に、その効力を生ずる旨</p> <p>イ 書面 当該書面を発した時</p> <p>ロ 記録媒体に記録された電磁的記録 当該記録媒体を発送した時</p> <p>〔七〇九 略〕</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>融サービス契約の解除は、特定金融サービス契約の解除を行う旨の書面を発した時に、その効力を生じる旨</p> <p>〔七〇九 同上〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

この府令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年五月九日）から施行する。